

# 朝来市いじめ防止基本方針

平成28年3月策定  
平成29年8月改定

## 目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
第2 いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
1 いじめの定義	
2 児童生徒の発達期の特徴といじめ防止等	
3 いじめの状況	
4 いじめの問題克服に向けた基本的な方向	
第3 いじめ防止等に関する市の施策	6
1 推進体制	
2 未然防止	
3 インターネットによるいじめへの対応	
4 家庭や地域との連携	
5 関係機関との連携	
第4 いじめの防止等に関する学校の取組	8
1 豊かな心を育てる教育活動	
2 豊かな人間関係を築く学級づくり	
3 教職員が指導力を発揮できる学校づくり	
4 いじめの早期発見と迅速な組織的対応	
5 いじめに対する組織的対応の基本的な流れ	
第5 重大事態への対処	12
1 学校の設置者又は学校による調査	
2 再調査及び結果を踏まえた措置	
第6 いじめの防止等の検証及び見直し	14
1 実施状況の報告	
2 総合的な検証	
[資料]	
1 いじめ防止対策推進体制及び関係機関	
2 重大事態への対処について	
3 重大事態発生時の対処の流れ	
4 いじめ発見調査アンケート	

# 朝来市いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。さらに、近年、インターネット等を介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化するいじめの問題を踏まえ、その解決を図るために、学校・家庭・地域は互いに連携協力し、その変化にも対応できるよう取組の推進に努めなければならない。

いじめから一人でも多くの子どもを救うため、子どもを取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかに創るかという大きな課題との認識が不可欠である。

この朝来市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）を踏まえ、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを放置することがないよう、市民総がかりでいじめに対峙するため、朝来市（以下、「市」という。）におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応（以下「いじめの防止等」という。）の基本的な方針等を示すものである。

## 第1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

### 1 いじめは、すべての児童生徒に関する問題です。

いじめは、すべての児童生徒に関する問題であり、すべての学校で起こり得るものである。このことを十分認識した上で、いじめ防止等の対策は、市内のすべての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習、学級活動、学校行事及び部活動等の様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

### 2 いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではありません。

いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを見童生徒が十分に理解し、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行わなければならない。

### 3 いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護します。

いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市・学校・家庭・地域その他の関係者の連携の下、市民総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

## 第2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義と理解

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じてい

るものをいう。

(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条)

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- (5) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険を生じる。
- (6) いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

## 2 児童生徒の発達期の特徴といじめの防止等

### (1) 小学校低学年

人が教える中で善悪についての理解と判断ができるようになり、言語能力や認識力も高まるとともに、自然等への関心が高まる時期である。しかし、少子化や遊びの形態の変化等による子ども同士のふれ合いや自然体験等の減少から、その発達段階として必要な社会性を十分身に付けていないまま入学し、集団生活になじめない、いわゆる「小1プロブレム」が顕在化することもある。

この時期には、「人として、行ってはいけないこと」についての理解や集団のルールを守る態度など善悪の判断や規範意識の基礎の形成、自然への畏敬や美しいものに感動する心を持つなど感性の涵養が重要である。また、自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で他者に接する態度を身に付けさせることも重要である。

また、オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、相手を傷つける場合もあることを、子どもの状況に応じて考えさせることが大切である。

### (2) 小学校高学年

自分のことを客観的にとらえたり、自己肯定感をもつようになったりする時期であるが、一方では発達の個人差も顕著になりはじめ、劣等感を持ちやすくなる時期でもある。また、集団活動に主体的に参加する中で、集団のきまりを理解したり、自分たちのきまりを作ったりするようになるが、一部には閉鎖的な集団をつくり、付和雷同的な行動をとったりすることも見られる。

この時期には、自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養し、集団における役割に自覚や主体的な責任意識の育成を図るとともに、公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしようとする態度を身に付けさせることが重要である。

また、インターネット上の書き込みが人を傷つけ、自分がトラブルに巻き込まれる危険性があることを理解させるなど、情報モラルの基礎を培うことも必要である。

### (3) 中学校

思春期に入り、保護者や友人と異なる内面の世界に気づき、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索し始める時期である。また、反抗期を迎える、友人関係を重視し、親子のコミュニケーションが不足しがちになるが、一方では友人からどう見られているかが非常に気になり、一部には本音で仲間と交流しない傾向もみられる。

この時期には、自己を見つめ、その向上を図るなど人間としての在り方・生き方に關する思考を育むとともに、相手を思いやり、相手を尊重し、周りの目を気にすることなく、自らを正しいと判断した行動をとれる態度を身に付けさせることが大切である。

また、インターネット利用の光と影の部分を疑似体験により理解させるなど、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせることも必要である。

### 3 いじめの状況

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、背景には次のような状況が見られる。

#### (1) 児童生徒の状況

##### ア 児童生徒の関係

都市化、少子化等により、児童生徒は幼児期から、集団の中で「群れて遊ぶ」経験が減少している。また、インターネットやスマートフォン等の普及により対面的なコミュニケーションよりもメディアを介したコミュニケーションを好む社会的風潮も見られる。これらを要因として、人間関係の摩擦を通して社会性を育む機会が減少している。また、円滑な人間関係や友人との信頼関係を結ぶ力の低下など、児童生徒同士の関係の希薄さが見られる。

##### イ 学校生活の状況

人間は本来、ものの感じ方、考え方がそれぞれ異なるものである。しかし、人と違うことを気にしすぎる、あるいは、認められないといった同質性、均質性を重視しがちな風潮が見られる。また、児童生徒の集団の中には、集団独自のルールがあり、そのルールに反した場合は非難したり、ある個人を意図的に孤立させたりしようとする集団構造特有の問題が潜む場合がある。

習い事やサークル活動等の他の集団に属さない児童生徒にとっては、学校生活が家庭外の世界のすべてであり、いじめの被害者となった場合に逃げ場のない状況となる。

#### (2) 児童生徒を取り巻く社会の状況

##### ア 家庭・地域の教育力

子どもを中心に据え、学校・家庭・地域が連携し子どもの教育に取り組む中、保護者や地域住民が学校の教育活動に参加する割合は高いものになっている。また、大人から褒められたり注意されたりした経験を持つ児童生徒の割合も高い。

一方、世の中の状況として、家庭環境の変化に伴い、地域社会の絆が希薄化し、保護者間のつながりや子育てに関する情報共有が難しくなるとともに、人間関係を深める機会が減少している。

また、人権意識の高揚が求められる一方で、倫理観の希薄化等が指摘されており、大人社会の在り様を反映して、児童生徒が善悪を判断する明確な基準が見えにくくなるなど、大人の意識が児童生徒の考え方へ影響を与えている。

##### イ 高度情報化社会の進展

情報通信技術が著しく進展する中、インターネットやスマートフォン等の普及により、児童生徒にとって、インターネットは学校教育のみならず普段の生活においても身近なものとなっている。しかし、児童生徒が日々見聞きするメディアが伝える情報の中には、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力的な場面を写したりする情報も含まれている。

同時に、有害情報の氾濫等により、情報モラルが十分身についていない児童生徒がインターネットを通じて犯罪に巻き込まれたり、電子メール、ブログやソーシャルネットワークサービス上での誹謗中傷などからいじめや暴力行為に発展したりする事例が増加している。

また、いじめについて調査をし、報道することは社会的な啓発につながるものであるが、その際、児童生徒の尊厳を保持することや、いじめの連鎖等の危険性をはらんでいることにも留意することが求められる。

#### (3) いじめの傾向

##### ア 「目に見えにくい」いじめの増加

いじめが社会問題化した昭和60年代には、暴力行為を伴ういじめが顕在化した。しかし、近年

は、仲間はずれや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが増加しており、その被害が周囲には見えにくく、いじめが長期間にわたり潜在化することもある。

#### イ インターネット上で行われるいじめの増加

電子メールやSNS上で行われる誹謗中傷などによるいじめについては、学校や家庭では非常に見えにくい。

時には、インターネット等の匿名性を悪用している意識が垣間見えたたり、発・受信元が非常に広範囲に及んだりする場合もある。このことは中・高校生のみならず、小学生でも起こっている。

## 4 いじめの問題克服に向けた基本的な方向

いじめの問題の克服に向けては、市教育委員会が首長部局や警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、その前面に立ち、学校と一緒に取り組んでいく。

また、克服に向けた基盤として、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって、児童生徒一人一人の人間的成长を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科・科目を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

このことを前提として、基本的な方向を、「個の成長」「豊かな人間関係」「組織的な取組」「いじめの問題への理解」の4点とする。

### (1) 児童生徒を自分で判断し行動できる人間に育てる。～個の成長～

#### ア 学校における取組

児童生徒が、主体的に授業・学校行事に参加、活躍し、達成感を得られるように教育活動を進める中で、学校生活によりよく適応し、自己を生かして主体的に生きていくことができるよう指導・援助する。その際、学級活動、児童会・生徒会活動等を通して、いじめ防止の活動や携帯電話等の使用のルールづくり等について、自ら考え、実行させたりすることが重要である。

そのためにも、教職員が児童生徒一人一人について理解を深めるとともに、日常の望ましい生活態度の形成をはじめとして、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する必要がある。

#### イ 家庭における取組

家族の愛情に包まれることが、成長過程にある児童生徒の自立を堅固なものとし他者への思いやりを持ち、調和の取れた人間関係を形成する上で重要であることを認識することが大切である。その上で、一人一人の子どもの個性をかけがえのないものとして尊重し、得意とする分野を豊かに伸ばし、主体的な生き方を身につけさせる家庭教育を進めることが大切である。

また、家族そろって地域の行事等に積極的に参加することにより、先輩や友人、年少の子どもたちとのふれあいを通して人間関係を結ぶ力が育まれる。

#### ウ 地域における取組

子どものしつけや育ちに関する悩みを抱え、孤立しがちな保護者に寄り添い、その不安や孤立感を和らげる活動に取り組むとともに、学校教育の場に自身の経験や技能等を提供するなど、「地域の子どもは地域で守り育てる」という地域が本来持つ教育支援機能の活性化が求められる。

### (2) 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。～豊かな人間関係～

#### ア 学校における取組

人は共に生きているという原点に立ち返り、互いを思いやり、互いを尊重しながら成長し合うことが大切であることを児童生徒に十分理解させ、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識の醸成に努める必要がある。

そのため、教職員は心のゆとりを持って子どもに寄り添い、暴力を許さず、生命や人権を尊重す

る心を育む教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級運営を行うことや、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進することが大切である。

#### イ 家庭における取組

幼児期から親子の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切である。その中で、基本的な倫理観、自立心などとともに、他者を思いやることや生命の大切さを教える。

#### ウ 地域における取組

児童生徒に、自分も共同社会の一員であるという市民意識と社会の形成者としての資質を育成するという認識の下、児童生徒が地域という学校以外の人間関係の中での遊びや活動を通して、人間としての在り方・生き方を学ぶ機会づくりが求められる。

また、そのような中において、地域の大人から認められることは、児童生徒の自己有用感を育むなど、人間的成长に大きく寄与する。

### (3) いじめの問題に組織的に取り組む。 ~組織的な取組~

#### ア 学校における取組

学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、教職員の対応能力の向上に努めなければならない。更に、学校における教育相談体制を充実させるとともに、いじめが疑われる情報があった場合には、その情報を共有し、速やかに対応する必要がある。

また、学校・家庭・地域が相互に連携を密にし、外部人材の積極的活用等により、いじめの解決に努めるとともに、いじめが解決したと思われた後も見守りを続けるなど、定期的な情報交換に努める必要がある。

#### イ 家庭における取組

子どもが悩み等を打ち明けられる雰囲気づくりなど、子どもの変化に気づくことができる親子関係を築くことが大切である。また、我が子がいじめの被害にあった場合は全力で守り、あるいは、我が子がいじめに関わった場合は、その要因や背景も聞きながら、相手の子どもの立場に立って、どうしていくべきかを我が子と共に考える姿勢が大切である。

#### ウ 地域や関係機関における取組

いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、PTAや地域関係団体等による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進することが大切である。また、自治会・地域自治協議会・社会福祉協議会・民生児童委員会・学童・こども園・老人クラブ・PTA等の地域団体や関係機関と連携し、子育て支援の活動を地域に広げていくことが求められる。

### (4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。 ~いじめの問題への理解~

#### ア 学校における取組

複雑化・多様化するいじめの現状やいじめの防止等に向けた取組の重要性等について、校内対応マニュアルの作成・活用等を通して教職員が共通理解した上で、児童生徒への日常的な指導や保護者・地域への啓発に取り組む必要がある。

また、克服に向けた基盤として、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって、児童生徒一人一人の成長を促すことが必要であり、特に学校においては、すべての教科・科目を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

#### イ 家庭における取組

保護者向け啓発資料等を活用し、いじめが重大な人権侵害であることや保護者の姿勢が我が子に

与える影響について深く認識する。

また、学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットやスマートフォン、SNS等のツールの使用時間や活用方法等について、家庭のルールづくりを行い、実行することが大切であり、さらに、大人自身が自分の言動を見直し、自覚を持って生活し、子ども社会の良い手本となることが必要である。

#### ウ 地域における取組

学校・教育委員会等の資料を活用し、地域の会合等で大人社会の有り様も含め多様ないじめの問題がもたらす影響について理解することが大切である。

また、企業など情報発信の関係者にあっては、プライバシーの保護といった情報倫理について適切に対応することが求められる。

さらに、いじめ問題の克服に向けて、市教育委員会が首長部局や警察などの関係機関と緊密な連携を図りながら、その前面に立ち学校と一緒に取り組んでいく。

## 第3 いじめ防止等に関する市の施策

市は、いじめ防止等の対策を推進するため、必要な財源上の措置その他必要な措置を講ずるとともに、市民と一緒に取り組んでいく。

また、市教育委員会は、兵庫県教育委員会と連携し、いじめの防止等の施策を主体的に展開し、学校と一緒に取り組んでいく。

### 1 推進体制

#### (1) 朝来市いじめ防止対策推進委員会

ア 市教育委員会は、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携をはかるため、「朝来市いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

イ 「朝来市いじめ防止対策推進委員会」は、「朝来市いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止等の対策について審議する。

ウ いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」として、「朝来市いじめ防止対策推進委員会（平成24年10月18日設置）」を持ってこれに充てる。

#### (2) 附属機関（朝来市いじめ問題対応委員会）の設置

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定により、市教育委員会と朝来市いじめ防止対策推進委員会の円滑な連携の下に、朝来市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うようするため必要があるときは、市教育委員会に附属機関として必要な組織（朝来市いじめ問題対応委員会（平成28年3月29日条例第5号））を置く。

### 2 未然防止

関係機関（福祉事務所、豊岡こども家庭センター、朝来警察署、兵庫県学校支援チーム等）との連携を図り、いじめの起こらない学校・学級作りを実現する。

#### (1) 教育活動全体を通じて、命や人権を大切にする心を育てる。

自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。

#### (2) 自分がかけがえのない存在であることを実感させる。

他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で体験活動を体系的に実施し、自分の役割を自覚する中で、自己有用感等を高める。また、地域住民や保護者等、多くの大人に支えられる体験を

通して、児童生徒の自信や意欲、感謝する心など豊かな心を育成する。

- (3) 様々な集団をとおして、多様なものの見方や考え方を身につけさせる主体的な活動を推進する  
学級活動、児童会・生徒会活動等において、いじめの防止や互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、スマートフォン・携帯電話の使用に関するルールを作る活動など、児童生徒が自分たちで考え実行する主体的な取組を通じて、いじめを許さない学級・学校づくりを促進する。

### 3 インターネットによるいじめへの対応

#### (1) 体制の整備

##### ア 学習機会の確保

- ・児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保する。

##### イ 相談窓口の整備

- ・ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口、兵庫県警サイバー犯罪対策課等、インターネット上の書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応、SNSの危機管理等について専門的な助言や支援を行う相談窓口の整備を図る。
- ・法務局人権相談窓口等との連携強化を図る。

##### ウ 関係機関・事業者等との連携

- ・インターネット上のいじめをはじめ、サイバー空間の実態把握に努める。
- ・組織横断的な情報共有と効果的な対応策、及び安全かつ安心な利用方法を検討し共有する。

#### (2) 防止等の啓発

##### ア 児童生徒、保護者、教職員への啓発

- ・発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止することや効果的に対処することができるよう、継続的に最新の情報等を提供し啓発を図る。

##### イ 法令等の周知

- ・保護者に対して、法令等の規定を踏まえ、保護者の責務及びその遵守についてPTA活動等を通じて周知を図る。  
[青少年インターネット環境整備法 第6条]  
[兵庫県青少年愛護条例 第24条の2、4、5]

### 4 家庭や地域との連携

子どもは未来の「社会」を担う要であり、時代を形づくるさまざまな可能性や能力を秘めている。これらの力が存分に発揮されるためには、家庭や地域の人々の笑顔に包まれながら、子どもたちがふれあいと心豊かな子ども時代を過ごし、いきいきと健やかに育つことが重要である。

誰もが安心して子どもを産み育てられることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境をつくることは、市にとって非常に大きな課題である。次世代育成に当たっては、まず保護者が「親としての自覚」を持ち、愛情を持って子育てを行うことが何よりも大切である。

さらに、地域や学校、事業者、行政などが一体となって「子育ち」「子育て」の支援に取り組み、いじめのない、子どもたちの笑顔をみんなで喜び合えるような社会にしていく必要がある。

保護者会や地域の会合等様々な場を活用して、いじめに関する学校の取組への理解や教育活動への支援を得るとともに、児童生徒が大人に相談したり、大人同士が協議したりする場を設け、連携していじめ問題に取組む風土を醸成していくための啓発を図る。

## 5 関係機関との連携

### (1) 関係機関の連携

#### ア 連携の促進

- ・いじめ防止等の対策が関係者の連携の下に適切に行われること。そのためには、関係機関、学校、地域社会及び民間団体等の連携を促進すること。
- ・学校、教育委員会と警察、こども家庭センターや心療内科等の医療機関との適切な連携を図るために情報の共有体制を充実する。

### (2) 学校間の連携協力

#### ア 取組等の共有化

- ・こども園、幼稚園、小学校、中学校の連携により、孤立しがちな幼児・児童生徒や発達障害等特別な配慮を要する児童生徒などの情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有化を図る。

#### イ 支援チーム等の活用

- ・学校支援チーム等の活用により、学校間の連携協力体制の充実を図る。
- ・複数の学校の児童生徒の関係するいじめについて、学校が児童生徒またはその保護者に適切な指導、助言を行うことができるよう支援する。

## 第4 いじめの防止等に関する学校の取組

### ☆ いじめの起こらない学校・学級づくりの実現

- ◎ 教育活動全体を通じて、命や人権を大切にする心を育てる。
- ◎ 自分がかけがいのない存在であることを実感させる。
- ◎ 様々な集団をとおして、多様なものの見方や考え方を身に付けさせる。
- ◎ 良好的な人間関係づくりを通して、自他の個性を受け入れる寛容な心を育てる。

### 1 豊かな心を育てる教育活動

- (1) すべての教育活動を通して、命や人権を大切にする心を育てるとともに、その判断に基づき行動することの素晴らしさを理解させる。
- (2) 豊かな心を培うため、道徳の時間を要に、全ての教育活動において道徳教育の充実に努める。
- (3) 日々の教科指導や学級指導の場で、班活動等を取り入れながら、子どもが自主的・主体的に活動できるよう工夫する。
- (4) 児童生徒一人一人が、達成感や充実感がもてる分かる授業の実践に努める。
- (5) 他者とかかわり、コミュニケーション能力を養う体験活動を体系的に実施する。

### 2 豊かな人間関係を築く学級づくり

- (1) 子どもがとる行動の背景や原因にも目を向け、子どもの思いを理解した上で、自尊心や自己肯定感がもてるように指導する。その子その子の「よさ」をみつけ「ほめること」「認めること」を心がける。
- (2) 表面的な行動のみにとらわれて、一方的に注意や叱責するだけでなく、子どもの話をじっくりと聞き、その思いをしっかりと受け止め、子どもの内面理解に基づく指導を行う。

### 3 教職員が指導力を発揮できる学校づくり

- (1) 教職員が互いに悩みを打ち明け、相談しやすい環境をつくり、心の通いあう教職員の仲間づくりを推進する。教職員が一人で抱え込まない風土を醸成する。

- (2) 生徒指導や人権教育の校内委員会など、校内組織が一体となって有効に機能し、対応できる校内体制を構築する。
- (3) 心の内面を多面的・総合的に理解するため、カウンセラーや保護者と連携し、長期的・継続的な視野に立った教育相談の充実に努める。
- (4) いじめ防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。
- (5) 各教員がいじめ対応マニュアルや学校いじめ防止基本方針を活用して、日頃の指導や取組等の点検を行い、いじめの認知や対応能力の向上を図る。
- (6) いじめに係る学校評価は、いじめの認知件数のみを評価するのではなく、児童生徒や地域の状況を踏まえて目標を立て、その取組の検証改善に取り組むよう留意する。

#### 4 いじめの早期発見と迅速な組織的対応

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を置く。校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員等を構成員とし、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、いじめが発生した場合はもちろんのこと、いじめの疑いの情報をキャッチした場合は直ちにいじめ防止対策委員会を開催し、早期対応に当たる。

##### (1) 学校における組織的対応

- ア) 日頃から、教職員と児童生徒の好ましい人間関係の構築に努める。
- イ) いじめは、教職員や大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくいものであることを認識し、子どもの小さな変化を敏感に察知し、絶対に見逃さない。
- ウ) いじめを早期発見するには、いじめの兆候を見逃さないこと、積極的な情報収集が大切であり教育相談やアンケート調査等、いじめ発見のための具体的な取り組みを定期的に実施する。
- エ) 「いじめ」または「いじめの疑い」の情報をキャッチしたら、直ぐに関係者で情報を共有し組織的に対応する。
- オ) 「いじめを受けている子」「いじめを受けている子どもの保護者」と真摯に向き合い、その話をじっくりと聞き、子どもや保護者の気持ちに十分寄り添う。
- カ) いじめ解消のあと、必ず学校・学級の課題を点検し、絶対に再発させない体制を、学校全体で構築する。

一人で抱え込まず、すぐに、組織的に対応することが大切！

##### (2) いじめの実態把握の方法

- ア) アンケートなど生活状況・生活実態調査をし、学級や児童生徒の実態を把握する。
- イ) 教育相談など個人面談を通して、状況を把握する。
- ウ) 日常観察や生活ノート等を通して、日頃の生活の様子を把握する。
- エ) 目の届きにくい場所の点検やいじめの起きやすい時間帯の状況を把握する。
- オ) 心理テストなどを通して、児童生徒個々の内面を把握する。
- カ) いじめ認知に係るチェックリストを活用した実態把握を行う。
- キ) 児童生徒、保護者との信頼関係の構築に基づく実態把握に努める。

##### (3) いじめ早期発見のためのチェックポイント

###### 【教職員用】

- ア) いじめが起こりやすい・起こっている学級集団
  - 朝いつも誰かの机がまがっている

- 揭示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- グループ学習等の際、机と机の間に隙間がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

イ) いじめられている子ども

◆ 日常の行動・表情の様子

- 遅刻・欠席が多くなる
- 顔色が悪く、元気がなく、おどおどしている
- 挨拶や返事の声が小さくなる
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 友人に悪口を言われても言い返さなかつたり、愛想笑いをしたりする
- 忘れ物が増え、成績が下がつてくる

◆ 授業中・休み時間

- 発言すると、周囲から冷やかされたり、皮肉を言われる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- グループ学習等の際、机と机の間に隙間がある
- 班編成の時、孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入つてくる
- 教職員の近くにいたがる

◆ 昼食・清掃時

- 食事の量が減つたり、食べなかつたりする
- 給食時、盛り付けや配膳をすると嫌がられる
- いつも雑巾がけやゴミ捨てなどの当番になっている
- 一人で掃除をしている

◆ その他

- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物を壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 衣類の汚れや破れが見られる
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 体調不良を訴えることが多くなる
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 一人でいることがおおくなる、孤立しがちになる
- 不必要なお金を持つたり、友達におごつたりする

ウ) いじめている子ども

- 家や学校で悪い者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌を取る
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

## 【家庭用】

- 口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる
- 食欲不振になり、考え方をしている時間が増える
- 学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする
- 学校への通学の時刻になると腹痛等身体の具合が悪くなる
- 感情の起伏が激しくなり、動物や物等に八つ当たりする
- 理由もなく、朝早く出たり、帰りが遅くなったりする
- 衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等に擦り傷や打撲の跡がある
- 家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、使途のはっきりしないお金を欲しがる

## 5 いじめに対する組織的対応の基本的な流れ

### (1) いじめへの対応の基本的な流れ

#### ア 正確な実態把握

- ・ 関係児童生徒から、同時に、個別に聞き取る。(複数の教師が組織的に対応)
- ・ 周りの児童生徒からも十分に聞き取りをし、全体像を把握する。
- ・ 全教職員の情報の共有化を図る

#### イ 指導体制と指導方針の協議及び決定

- ・ 管理職を中心に全教職員の共通理解を図る。
- ・ それぞれの教師の役割を決定する。  
(多くの人数が必要な場合は学年の教師だけではなく、他学年の教師も指導に入る。)
- ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。

#### ウ 児童生徒及び保護者への指導及び支援

- ・ いじめを受けた子どもの安全を確保し、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめを受けた子どもの保護者の気持ちを十分考慮して、じっくりと話し合う。
- ・ いじめをした子どもや周りの子どもたちに、相手の心の痛みを十分に理解させる。
- ・ いじめをした子どもに反省と謝罪の気持ちを持たせる。
- ・ いじめをした子どもの背景や心理状態など子ども理解に努め支援する。
- ・ いじめをした子どもの保護者に十分な説明をし、子どもへの指導の協力を求める。

#### エ 繼続的な事後対応

- ・ 表面的な問題解決で終わらないように、いじめをした子、いじめを受けた子、周りの子などの継続的な指導や支援を組織的に行う。
- ・ スクールカウンセラーなどを活用し、関係児童生徒の心のケアにあたる。
- ・ いじめが起こらない学校、学級づくりを実現する。

### (2) いじめ問題に対する教職員の基本的認識

ア 「いじめはどこでも起こり得る問題である」と捉えて、日々の教育活動を実践する。その上で、いじめを起こさない学校、学級づくりに最大限の努力を払う。

イ いじめは絶対に許されない行為であると理解し、教職員が責任を持って、その発見、解決にむけ尽力する。

ウ いじめを受けた子どもやその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対処する。

エ いじめの未然防止や事後指導については、根気強く継続的に対応する。

オ いじめを見つけたら、一人で抱え込まず、教職員全体が組織的に対応する。

カ 「いじめ」と「けんか」「ふざけ」を混同しない。

キ 「けんか」や「ふざけ」の中のいじめを見逃さない。

## 第5 重大事態への対処

### 1 学校の設置者又は学校による調査

市教育委員会又は学校は、次に掲げる場合に、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条により）この場合、第3 いじめ防止等に関する市の施策 1 推進体制（2）附属機関の設置の項において設置する附属機関（朝来市いじめ問題対応委員会）を活用する。

#### （1）重大事態の意味及び調査

- ◆ 1号…いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ◆ 2号…いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

#### ア 調査主体

市教育委員会又は学校が調査の主体となる。なお、市教育委員会が、学校主体の調査では必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が調査を実施する。学校が調査主体となる場合も、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行う。

#### イ 調査を行うための組織

調査を行う委員は、専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。調査を行う機関として、第3 いじめ防止等に関する市の施策 1 推進体制（2）附属機関の設置の項において設置する附属機関（朝来市いじめ問題対応委員会）を位置づける。

#### ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会がしっかりと事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

また、市教育委員会又は学校は調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

### **エ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合**

いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査、聴き取り調査を行うことが考えられる。

この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。いじめを行っている児童生徒のいじめ行為を止めるとともに、いじめを受けた児童生徒に対して事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

さらに、市がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも適切に連携したりして対応に当たる。

### **オ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合**

児童生徒の入院や死亡など聴き取りが不可能な場合、迅速に、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議した上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等による調査に着手する。

### **カ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合**

自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施する必要がある。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしつつ以下の点に留意する。

- ・ 遺族の要望、意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、目的・目標、組織の構成、概ねの期間や方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ・ できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、それらの信頼性の吟味を含めて客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

### **(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する説明責任**

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について適切な方法で、経過報告に努める。この際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として説明責任を怠ることがないようにする。

また、質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講ずる。

### **(3) 重大事態の発生及び調査結果の報告**

重大事態の発生及び調査を行った結果について、市教育委員会が市長へ報告する。調査結果を報告する際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

## 2 再調査及び結果を踏まえた措置

### (1) 再調査

- ア 調査結果の報告を受けた市長は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「市教育委員会又は学校による調査」の結果について、市長が再調査を行う。
- イ 市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等や調査結果を説明する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置

- ア 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。市長は、再調査を行った結果を市議会に報告する。市議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、被害者の合意の下、関係者の個人情報に対して必要な配慮をする。  
(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条より)

## 第6 いじめの防止等の検証及び見直し

### 1 実施状況の報告

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、朝来市いじめ防止対策推進委員会に毎年度実施状況を報告した上で、必要な見直しを行う。

### 2 総合的な検証

この基本方針については、概ね3年後を目途に朝来市いじめ防止対策推進委員会において総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しを行う。ただし、時代の流れに応じて、見直しの必要が出てきたときは、その都度検証し、見直しを行う。

なお、見直しを行う際は、他市の事例も参考に検証することとする。

平成28年3月策定  
平成29年8月改定